倉敷市学区文化祭補助金制度

倉敷市では、地域の文化活動の育成、推進及び拡大を図ることを目的に、市民の参加で自主的に企画された文化祭の開催に対し補助金を交付します。

● 補助対象となる文化祭の条件

・小学校区以上の単位で開催され、１小学校あたり**２０人以上の出演・出展**があること。
・**学区内の住民による芸術・文化の発表や展示を主な目的とする**ものであること。
・裏面の、**芸術・文化の種目の発表・展示が２つ以上ある**こと。
・文化祭を開催するための実行委員会を設置すること。

● 補助金額

・１小学校区につき１開催あたり 54,000 円以内（千円未満は切り捨て）
・同じ年度内に、同じ実行委員会が重複して補助金を申請することはできません。
・文化祭に対して地方公共団体から補助を受ける場合は、その額を差し引きます。

● 対象経費

裏面のとおり

● 申請の流れ

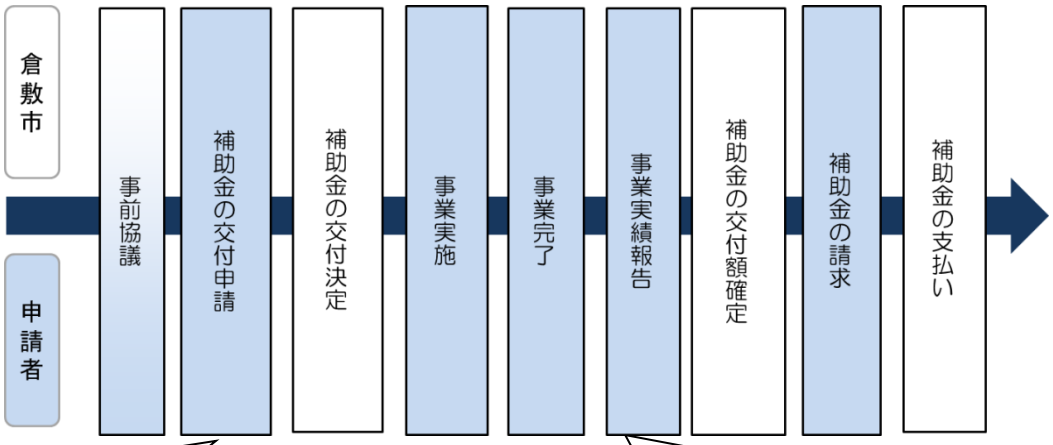

申請時提出書類
・（様式１）学区文化祭補助金交付申請書
・（様式２）学区文化祭事業計画書
・（様式３）学区文化祭収支予算書
・（様式４）学区文化祭実行委員会名簿

実績報告時提出書類
・（様式６）学区文化祭実績報告書
・（様式７）学区文化祭収支決算書
・プログラム
・会場の写真
・領収書（補助対象経費(裏面参照)のみ）
・請求書
・委任状（必要な場合のみ）

申請・問合せ先（申請の前にお問合せください。）
〒710-8565　倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市役所文化振興課　TEL　086-426-3075
FAX　086-421-0107

補助金交付対象種目

大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
絵画	洋画	工芸	陶芸	音楽	合唱
	日本画		木芸		邦楽
	水墨画		漆芸		器楽
	イラスト		竹芸		管弦楽
	ちぎり絵		金工		吹奏楽
	版画		ガラス		オペラ
	その他		染織	演劇	大衆演劇
彫刻	立体造形		人形		新劇
	面		レザー		ミュージカル
	その他		アートフラワー		人形劇
書	毛筆		盆栽	舞踊	邦舞
	ペン習字		水石		洋舞
	てん刻		刀剣	伝統芸能	能
	拓本		その他		歌舞伎
写真		文芸	小説		文楽
華道			戯曲	民俗芸能	神楽
茶道			随筆		その他
園芸			童話	寄席芸能	
歴史研究			和歌	映像	
			川柳		
			短歌		
			俳句		

補助金交付対象経費

項　　目	経　費　内　訳
謝　　金	アルバイト賃金、指導者謝金等（市主催の講座等での基準額以内）
会　場　費	会場使用料（附帯設備費を含む。）、駐車場借上料
通信運搬費	道具、楽器等運搬費、通信費等
印刷製本費	プログラム、図録、図書刊行費等
記　録　費	写真、ビデオ撮影費等
消耗品費	チケット、チラシ、ポスター、看板、花、材料、文具類等
委　託　費	音響、照明等業者委託費、その他専門家への委託費
借　上　料	レンタカー、機材等借上料

備考／次の経費は補助金交付の対象となりません。

有料で販売するものに係る経費

茶道における茶席でのお菓子代、お茶（抹茶）代

参加賞・景品代、弁当・飲み物などの食糧費

運営に関する係の謝金（受付係に対する謝金など）

運搬費（一般貨物自動車運送事業を営んでいない法人・個人への謝礼）

領収書のないものは、補助金対象経費と認められません。領収書の不備（但し書きがないものも含む）があれば、交付決定額以下の支払いとなります。

領収書は決算書の項目区分に分け、Ａ４の用紙に重ならないように貼り、提出してください。